

岐阜県汚染土壌処理業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、汚染土壌処理業に関し、汚染土壌処理施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び周知の手続、その他必要な事項を定めることにより、事業者と関係住民等との信頼形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(汚染土壌処理業者の責務)

第2条 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条に規定する汚染土壌処理業の許可を受けた者（以下「処理業者」という。）は、汚染土壌の処理に関する知識の研さん及び自らの資質の向上に努めるものとする。

- 2 処理業者は、周辺地域の生活環境の保全等に配慮すること等によって、地域住民との信頼関係の下に汚染土壌処理業務を適正に遂行するものとする。
- 3 処理業者は、積極的に従業員を技術上必要な研修会に参加させる等、従業員の教育に努めるものとする。

(事前協議)

第3条 法第22条の規定による汚染土壌処理業の許可（以下「新規許可」という。）又は法第23条の規定による変更許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、汚染土壌処理施設の建設等工事の着工前に、事業計画書（様式第1号）を知事に提出し、審査終了通知を受けるものとする。

- 2 前項の事業計画書には、次に掲げる図面及び書類を添付するものとする。
 - 一 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号から第6号及び第21号から第29号に掲げる図面及び書類
 - 二 省令第4条第1号の基準に適合することを説明する書類
 - 三 省令第5条の基準に適合することを説明する書類
 - 四 汚染土壌及び処理後の土壌等の搬出入に係る計画の概要を記載する書類
 - 五 その他知事が特に必要であると認める書類
- 3 事業者は、第1項の規定により提出した事業計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更届出書（様式第2号）を知事に提出し、審査終了通知を受けるものとする。
- 4 事業者は、前項の事業計画変更届出書を提出した場合は、原則として第4条第1項の周知計画書を改めて提出するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - 一 主要な設備の変更を伴わず、かつ、施設の処理能力が増加しない事業計画の変更であって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかな変更
 - 二 前号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させないものと知事が認める変更

- 5 事業者が、第1項又は第3項の規定により提出した事業計画を廃止したときは、速やかに事業計画廃止届出書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（事業計画の周知）

第4条 事業者は、原則として汚染土壌処理施設の建設等工事の着工前に周知計画書（様式第4号）を知事に提出し、審査終了通知を受けるものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の許可を受けている施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年条例第10号。）第21条第1項及び第2項に規定する小規模産業廃棄物処理施設の適合通知を受けている施設において、併せて汚染土壌の処理を計画している場合は、この限りではない。

- 2 事業者は、前項又は第4項の規定により審査終了通知を受けた周知計画書に基づき、次に掲げる者（以下「関係住民等」という。）に対し、事業計画に関する説明会（以下「説明会」という。）を行うものとする。

- 一 施設の設置又は変更を行おうとする土地（以下「計画地」という。）の敷地境界から10メートル以内の土地について、所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者
- 二 計画地の敷地境界から100メートル（省令第1条第1号の浄化等処理施設のうち燃焼ガスを排出する施設、同条第2号のセメント製造施設又は同条第3号の埋立処理施設を設置する場合には500メートル）以内の地域（以下「周知地域」という。）に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人
- 三 周知地域内において農業又は林業を営む者
- 四 周知地域内に居住する者が所属する自治会（以下「関係自治会」という。）
- 五 放流水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。）第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）がある場合には、放流地点から1,000メートル以内（当該範囲において、放流水が100倍に希釈される場合は、当該希釈されるまでの範囲）の河川及び水路の管理者、水利権者（慣行水利権者を含む。）及び漁業権者

- 3 事業者は、前項の説明会を行う場合には、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 説明会は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催すること。
- 二 説明会の開催日、開催場所等について十分な周知を図ること。
- 三 説明会で使用する資料は、関係住民等が理解しやすい資料となるよう努めること。

- 4 事業者は、第1項の規定により提出した周知計画書の内容を変更しようとするときは、周知計画変更届出書（様式第5号）を知事に提出し、審査終了通知を受けるものとする。

- 5 事業者は、第1項又は前項に基づき開催した説明会の実施状況について、実施報告書（様式第6号）を作成し、速やかに知事に提出するものとする。

- 6 知事は、前項の実施報告書の内容を審査し、説明会の実施が不十分と判断したときは、事業者に対し再度説明会を実施するよう指導することとし、説明会の実施が十分と判断したときは、事業者及び

関係市町村長に審査の終了を通知する。

- 7 事業者が、前項の通知の日から起算して2年を経過した日以後に新規許可又は変更許可の申請を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとみなして、第5項の規定を適用する。ただし、事業者の責めに帰することができない特別な事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

(申請の手続き)

第5条 事業者は、新規許可又は変更許可の申請書を提出しようとするときは、法の規定による書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第3条第1項の審査終了通知書（同条第3項の事業計画変更届出書を提出した場合は、同項の審査終了通知書）
- 二 前条第6項の審査終了通知書（同条第1項のただし書きに該当しない場合に限る。）
- 三 産業廃棄物処理施設設置許可証又は小規模産業廃棄物処理施設適合通知書の写し（前条第1項のただし書きに該当する場合に限る。）

(意見聴取)

第6条 知事は、第3条第1項の事業計画書又は同条第3項の事業計画変更届出書を受理したときは、必要に応じて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 2 知事は、第3条第1項の事業計画書又は同条第3項の事業計画変更届出書を受理したときは、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くことができる。

- 3 知事は、第4条第1項の周知計画書又は同条第4項の周知計画変更届出書を受理したときは、その写しを関係市町村に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くことができる。

(勧告等)

第7条 知事は、事業者又は処理業者に対し、この要綱の施行に必要な限度において、報告を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(公表)

第8条 知事は、この要綱に基づく勧告を受けた者が、これに誠実に応じないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

(適用除外)

第9条 この要綱の規定は、岐阜市の区域については、適用しない。

(国等が行う汚染土壌の処理の特例)

第10条 国又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）が法第27条の5の規定による協議を行う場合については、この要綱の規定の「許可」（第4条第1項及び第5条第3号を除く。）を「協議」と読み替え適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。